東通村における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

令和3年3月策定 東 通 村

東通村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月25日

東通村長 東通村議会議長 東通村選挙管理委員会委員長 東通村監査委員 東通村農業委員会会長 東通村教育委員会

東通村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、東通村長、東通村議会議長、東通村選挙管理委員会委員長、東通村監査委員、東通村農業委員会会長、東通村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1、計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、毎月開催の課長会議により、本計画の変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3、女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、東通村長部局、東通村議会事務局、東通村選挙管理委員会、東通村監査委員会事務局、東通村農業委員会事務局、東通村教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

① 採用した職員に占める女性職員の割合

令和2年度は66.7%であるが、近年の採用者に占める女性割合は、50%前後で推移していることから、現状維持を目標とする。

- ② 平均した継続勤務年数の男女の差異(離職率の男女の差異) 離職率については、男女の差異がないことから現状維持とする。
- ③ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

一人当たりの月平均超過勤務時間は3時間であるため現状維持とするが、業務に偏り がないよう、適切な職員配置と育成に努める。

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 令和2年度の管理職女性職員は1名、率にして5%であることから、令和7年度まで に10%以上を目標とする。

⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

当村の各役職段階にある職員に占める女性職員の割合は1級(主事)77.7%、2級(主査、主任)22.2%、3級(総括主査、総括主任)18.2%、4級(総括主幹)0.0%、5・6級(課長、参事)5.0%となっており、若年層における女性職員割合は高いものの、管理職の割合が低いことから、前述のとおり、10%を目標とする。

⑥ 男女別の育児休業取得率及び平均取得時間

本村での女性職員の育児休業取得率は100%であるが、男性職員の取得率が0%であることから、男性職員の取得率を10%とする。

- ⑦ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数本村では、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率が0%であり、計画期間内での100%取得を目標とする。
- |4、女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3、で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、東通村長部局、東通村議会事務局、東通村選挙管理委員会、東通村監査委員会事務局、東通村農業委員会事務局、東通村教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果である。

① 採用した職員に占める女性職員の割合

令和2年度は66.7%であり、採用情報をホームページや「広報ひがしどおり」を活用し幅広く周知する。

- ② 平均した継続勤務年数の男女の差異(離職率の男女の差異) 年次休暇の積極的な取得を促すために、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底 を図る。
- ③ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間 職員間の偏りをなくすため、業務量の平準化を図り、業務分担の見直しや配置等を検 討する。
- ④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 従前より、女性職員のみを対象とした研修(市町村アカデミー、電源地域振興センター等)には積極的に対応してきたところであり、今後も継続する。
- ⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 令和3年度より、係長級・課長補佐級・課長級の各役職段階における人材プールの確 保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ⑥ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ① 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数令和3年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員又は総務課担当者による面談を行い、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇等)の活用促進等に関する助言を行う。